

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表



The Knights

厚生労働省では、このたび平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までに、長時間労働が疑われる 23,915 事業場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめましたので、公表しました。

この監督指導は、月 80 時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死等に関する労災請求があった事業場を対象としています。

対象となった 23,915 事業場のうち、10,272 事業場(43.0%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に月 80 時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、7,890 事業場(76.8%)でした。

厚生労働省では、今後も月 80 時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていきます。

【平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場:23,915 事業場

このうち、15,790 事業場(全体の 66.0%)で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの:10,272 事業場(43.0%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月 80 時間を超えるもの:7,890 事業場(76.8%)、うち月 100 時間を超えるもの:5,559 事業場(54.1%)

うち、月 150 時間を超えるもの:1,168 事業場(11.4%)、うち月 200 時間を超えるもの:236 事業場(2.3%)

② 賃金不払残業があったもの:1,478 事業場(6.2%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月 80 時間を超えるもの:909 事業場(61.5%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:2,355 事業場(9.8%)

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの:20,515 事業場(85.8%)

うち、時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの:14,012 事業場(68.3%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの:2,963 事業場(12.4%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月 80 時間を超えるもの:1,313 事業場(44.3%)

当社では、労働安全衛生規則に基づく作業環境測定において、長年の実績があります。作業環境測定は化学物質などを原因とする労働者の健康障害を防止するために有効な方法の一つです。

何かご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 7 月 26 日付 厚生労働省ホームページ

分析技術箇所 佐藤亮平